

適正な医療の受診を ここがけましょう

緊急性の高い重症の患者さんが安心して医療が受けられるように、次のことに留意しましょう。

- かかりつけの医師を持ち、気になることがあったら相談しましょう。
- 同じ病気で、複数の医療機関を受診することは控えましょう。
- 休日や夜間に、救急医療機関を受診しようとする際には、平日の時間内に受診することができないか、もう一度考えてみましょう。
- 薬が余っているときは、医師や薬剤師に相談しましょう。
- 後発医薬品（ジェネリック医薬品）は、先発医薬品と同等の効能効果を持ち、費用も安くすみます。

問 国保年金課 ☎（93）4083

交通事故や傷害事件に あったときは連絡を！

交通事故や傷害事件など、第三者の行為によって負傷した場合、その治療費は原則として加害者が負担すべきものです。事故状況にかかわらず、速やかに国保年金課の窓口へ保険証と印鑑を持参して届け出てください。『国保診療許可書』を発行しますので、治療を受ける場合には、保険証と許可書を医療機関へ提示してください。

詳しくは、市公式ホームページをご覧ください。



問 国保年金課 ☎（93）4083

11 月分の 学校給食費振替日

11/11（月）

※8日（金）までに入金確認をお願いします。

問 学校給食センター ☎（93）2550

社会保険料控除 証明書の送付

国民年金保険料を年末調整または確定申告で社会保険料控除として申告する際に、必要となる社会保険料（国民年金保険料）控除証明書が日本年金機構から発送されます。

■ 発送時期

- ① 11 月上旬（令和 6 年 1 月 1 日～9月30日までの間に納付した人）
- ② 令和 7 年 2 月上旬（令和 6 年 10 月 1 日～12 月 31 日までの間に納付した人）

詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。



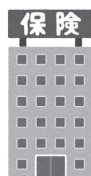
問 ねんきん加入者ダイヤル

☎ 0570（003）004

（050）から始まる電話の場合は、

☎ 03（6630）2525

国民健康保険高額療養費 外来年間合算制度



年間を通して外来診療を受けている 70 歳以上の人の負担を抑えるため、1 年間の外来診療の自己負担額が限度額を超えた場合に、その差額が高額療養費として支給される制度です。

■ 計算期間

令和 5 年 8 月 1 日～令和 6 年 7 月 31 日

■ 対象

国民健康保険に加入しており、令和 6 年 7 月 31 日時点で 70 歳以上かつ、所得区分が一般または低所得の人（医療費の自己負担割合が 2 割の人）

※高額療養費支給申請簡素化の手続きをしている人には、支給決定通知を送付します。手続きをしていない人は、令和 6 年 11 月から 12 月頃に発送する通知に基づき手続きをしてください。

詳しくは問い合わせてください。

問 国保年金課 ☎（93）4083

国民健康保険の 所得申告

所得税や住民税の申告が必要のない人でも、国民健康保険税の納税義務者には、世帯に属する加入者の所得などの申告をしなければなりません。

申告の内容は、国民健康保険税の軽減措置や高額療養費の支給などの判定基準となります。

詳しくは、市公式ホームページをご覧ください。



問 国保年金課 ☎（93）4083

個人事業税の期限内 納付のお願い

個人事業税の第 2 期分の納期限は、12 月 2 日（月）です。

コンビニエンスストア、金融機関などでの窓口納付のほか、地方税お支払いサイトからのクレジットカード納付、スマートフォン決済アプリで納付が可能です。

便利な口座振替も利用できますので、必ず納期限内に納めましょう。

問 佐倉県税事務所

☎ 043（483）1114

とみさと市民活動サポートセンター メールマガジンの登録のご案内

とみさと市民活動サポートセンターでは、毎月 1 回配信するメールマガジンで、助成金情報や近隣市町村でのセミナー、市民活動団体の活動状況などをお届けしています。

登録方法など、詳しくは市公式ホームページをご覧ください。



また SNS では、地域のイベント情報なども随時発信中です。ぜひ登録してください。



Facebook



Instagram

問 市民活動サポートセンター

☎（93）4123